

特別交流事業の運営は100%、皆様 の寄附金によって支えられています。

【特別交流事業とは】

東京諸島と港区に橋を架け、地域の皆様とともに子ども達の夢を育む。

当会では、東京諸島と港区の小学生児童の交流機会を創出し、税の大切さや社会の仕組みを正しく理解してもらい、将来に向かって夢を育むことの支援を目的として、『税と社会の仕組みを知る』特別交流事業を平成26年度より展開しています。

この事業は芝税務署、麻布税務署、港区教育委員会などの行政機関をはじめとする多くの皆様からのご後援・ご協力と、会員企業を中心とする地域の皆様からの『特定寄附金』により運営されるものであり、「租税教育活動」、「地域企業等での社会見学・職業体験」、「東京諸島と港区の小学生児童間交流」を軸として実施されています。

回を重ねるごとに行政、企業、そして個人の枠を越えた協力者に恵まれ、事業の実施内容のさらなる充実を図っている次第です。この場を借りてお礼を申し上げるとともに、当事業が皆様の善意によって成り立っていることを再認識しています。

皆様におかれましては、当事業の継続と内容のさらなる充実のため、事業内容にご賛同の上、ご寄附のほど宜しくお願い申し上げます。

公益社団法人 芝法人会
公益事業委員長 金井由光



【皆様から寄せいただいた寄附】

平成26年度
106件
(500口)
[件数] 1,500,000円
〔内訳〕①3,000円×498口、5,000円×1口、
1,000円×1口
②法人100社、個人6名

平成27年度
137件
(705口)
[件数] 2,113,000円
〔内訳〕①3,000円×704口、1,000円×1口
②法人130社、個人7名

平成28年度
197件
(1,076口)
[件数] 3,216,000円
〔内訳〕①3,000円×1,069口、2,000円×2口、
1,000円×5口
②法人178社、個人19名

平成29年度
136件
(712口)
[件数] 2,134,000円
〔内訳〕①3,000円×711口、1,000円×1口
②法人113社、個人23名

事業を開始してから4年が経ち、皆様からご寄附をお寄せいただいたことでその実績が認められ、平成30年度より『税額控除を受けられる公益社団法人』の認定を受ける運びとなりました。この場を借りまして、皆様に深謝いたします。



【寄附金控除について】

◆個人寄附の場合【個人が寄附した場合】

当会は、平成30年3月12日付『税額控除を受けられる公益社団法人』としての認定を受けました。
個人が寄附した場合には、『所得控除制度』または『税額控除制度』いずれかを選択できるようになりました。

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち2,000円を超える金額につき適用されます。

『所得控除』適用の場合 寄附金額 - 2,000円 = 所得控除額 ※総所得金額等の40%相当額が限度

『税額控除』適用の場合 (寄附金額 - 2,000円) × 40% = 税額控除額 ※1 総所得金額等の40%が限度 ※2 所得税額の25%相当額が限度

一部の地域の方は住民税の控除も受けられます。(住所の都道府県、市区町村にお問合せ下さい)

◆法人寄附の場合【法人(会社)が寄附した場合】

当会は、東京都より「公益社団法人」としての認定を受けておりますので、当会への寄附には、特定公益増進法人(※)としての税法上の優遇措置が適用され、法人税の別枠の損金算入が受けられます。※公益社団法人・公益財団法人はすべて特定公益増進法人と位置づけられています。

通常の寄附金の損金算入限度額①とあわせて別枠で算出した限度額②が損金に算入されます。

① 通常の寄附金の損金算入限度額…(資本金額等 × 当期月数/12 × 2.5/1,000 + 所得金額 × 2.5/100) × 1/4

② 特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額…(資本金額等 × 当期月数/12 × 3.75/1,000 + 所得金額 × 6.25/100) × 1/2

住民税・事業税は上記の取り扱いを受けて計算されます。

【寄附金控除の申告・お問合せ等】

確定申告書に当会の発行する領収書(寄附金受領証明書)を添付する必要があります。その他、ご不明な点等がございましたら、事務局あてにお問合せ下さいますようお願いいたします。

【特別交流事業の実施内容】

「税の大切さと社会の仕組みを正しく理解すること」、「職業体験と企業見学を通じ、子ども達の未来を後押しすること」、「東京諸島と港区の小学生同士の交流機会を創出すること」を3つの柱として掲げ、特別交流事業の継続的な開催を目指します。

1 税務行政の理解を深める 租税教室

当会青年部が主体となり芝税務署の協力のもと、租税教室を開催しています。税の意義やその使途を、クイズや原寸大1億円モックに驚きながら楽しく学び、また普段は足を踏み入れることができない税務署内を見学することは、子供達にとってとても有意義な経験となっているはずです。税に関わる団体として、これからも税知識の普及に努めます。



2 職業・社会体験による学びとしての キャリア教育・企業見学

港区の会員及び地元企業の皆様のご協力のもと、子ども達が社会と仕事の現場へ訪問。職業体験や会社見学を通じ、自らの将来への思いを馳せてもらう機会を設けています。「税を考える週間(11/11~17)」では、キッザニア東京(期間中、税務職員アクティビティが開催)への招待企画を麻布法人会と共にし、芝税務署、麻布税務署のみならず、港区教育委員会にも名義後援を受け、オール港区での事業として実施しています。



3 子ども達の友情を育む 小学校児童間交流

東京諸島の子ども達が港区内の小学校を訪れ、お互いについて学び、一緒に体を動かしたり、ともに授業を受けたりして交流を深める学校訪問は、子ども達が成長する上での糧となるべく企画されています。各島の紹介をはじめ、合奏などの音楽教室、またタグラグビー、ドッヂボール、マラソン教室など、スポーツを通した交流は、異なる環境に住む子ども達の間に、新たな友情を育んでくれているようです。



港区と東京諸島の間に橋を架けよう。皆様のご協力をお待ちしております。